

2019 年度版

三笠小PTA ハンドブック

- ※ 卒業の時まで、大切に保管してください
- ※ 総会の際は、ご持参ください

目 次

はじめに	P2
子どもが入学するとPTA会員です	P2
PTA組織はこうなっています	P3
委員会紹介	P4
お願い	P4
PTA会則	P5～
年間活動計画	P11

はじめに

PTAは、学校に通う子どもたちの保護者と学校の教職員とで構成されており、学校教育は、この「両輪」がうまく働くことが大切であるといわれています。三笠小に入学した子どもの保護者は、全員PTAの会員です。保護者同士または、保護者と先生との話し合いによって、子どもたちに望ましい環境づくりをし、子どもたちが思いやりのある、個性あふれる人格をもって生き生きと成長するよう願いを込めて活動しています。その活動はまた、家庭と学校、地域を結びつける役割を担っています。

PTA活動が活発になることによって、学校も地域も活気に満ち、子どもたちにとっても良い影響が与えられます。また、会員一人一人の力が集まってどの活動も成り立つことはいうまでもありません。子どものためには、一人でも多くの方の力が必要です。このハンドブックをご覧になって、少しでもPTAについて理解し、興味を持ち、参加していただければと思います。「持てる力を出し合うこと」「支え合うこと」—— PTAは、仲間づくりから始まります。

子どもが入学するとPTA会員です

所属

子どもが分かれたように、
保護者も分かれます。
〇年〇組（一番最年長の子どものクラス）

会費

一家庭 一ヶ月 300円（4ヶ月分まとめて納入）
年間 3600円
PTAの活動費として使われます。

各学年PTA代表

教養委員
文化広報委員
環境整備委員
クラス数×3の人数

地域代表

地区委員
各子ども会育成会より
1～3名

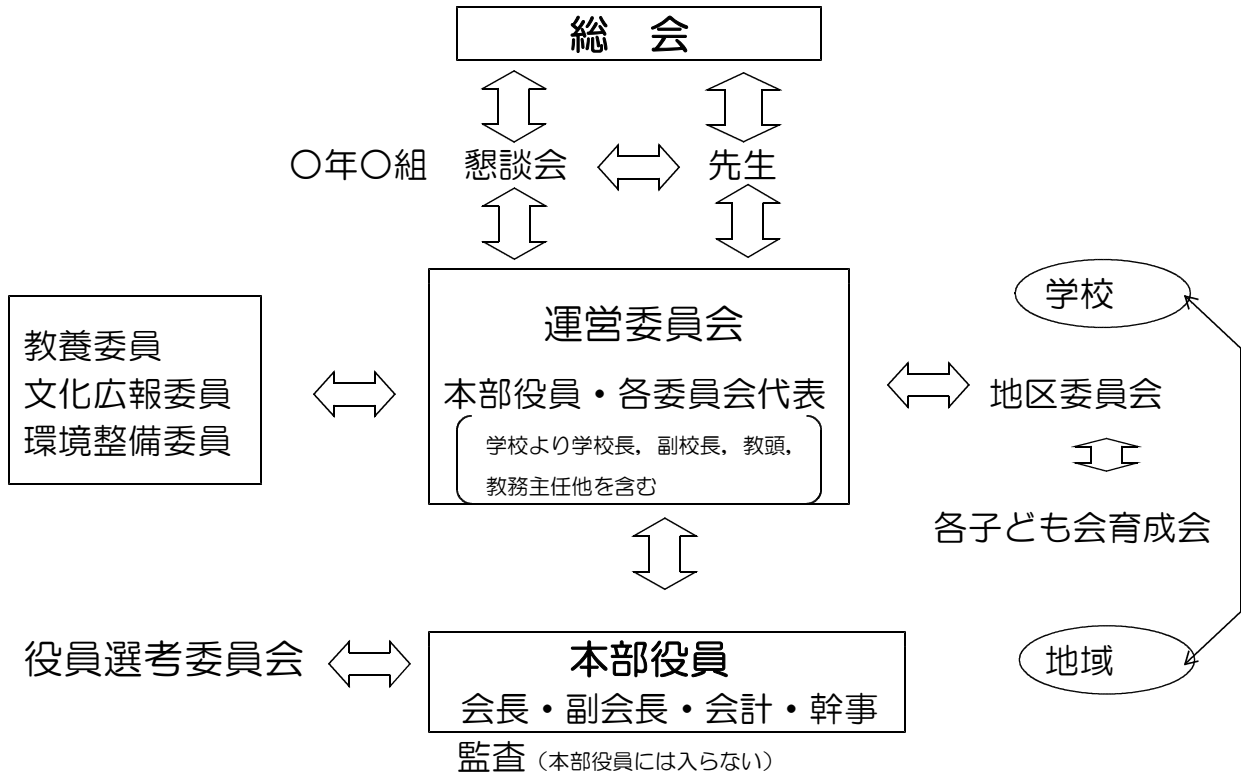
その他の委員会

役員選考委員会（次年度本部役員選考）
各委員会代表、学校代表
本部役員代表

学校保健委員会
学校医、保健センター
学校代表、PTA代表

三笠地区連絡協議会
地域諸団体（区長、民生委員、
青少年相談員、教育委員会、
市こども福祉課）
学校代表、PTA代表（地区委員会の代表を含む）

PTA組織はこうなっています



☆ PTA総会とは

全会員をもって構成される本組織最高の決議機関です。一家庭一票の議決権があります。

☆ 運営委員会とは

子どもたちが生き生きとした学校生活を送れる環境をつくるため、先生と保護者代表が話し合う場です。諸行事やPTA各委員会がうまく運営できるように先生と保護者が協力し、最終的な討議や問題があれば解決のため意見交換をおこなうものです。各学期2～3回開かれます。(各委員会の詳細はP4をご参照ください。)

委員会紹介

学年の委員	教養委員会	各学年より、 クラス数×3 の人数を選出し、各委員会に分かれて所属する	1年間	親子ともに成長できるような催しを提案，企画。
	文化広報委員会		1年間	- 子どもやPTA会員が活字に親しむ環境作りを行い，必要に応じて広報誌「みかさ」を発行する。 - 会員が知りたいと願っている子どもの学校生活や教育情報を伝える。
	環境整備委員会		1年間	- 子どもが明るく心地よい学校生活が送れるよう環境を整える。 - ベルマーク活動 - 運動場等の環境を整える。
地域の委員	地区委員会	各子ども会 1～3名	1年間	- 地域と学校が理解し合い連携がスムーズに進むようにパイプ役となる。 - 子どもを事故や非行から守る。(パトロールなど) - 地区PTA会員と先生方との親睦を深める催しの企画運営。
その他	学校保健委員会	学校医，保健センター，学校代表，PTA代表	1年間	- 子どもたちが元気で明るい学校生活が送れるように，代表が集まり話し合う。 - 年2～3回開催
	役員選考委員会	各委員会代表，学校代表 本部役員代表	1月～ 決定まで	会員のアンケートを参考に，次年度の会長，副会長，会計，会計監査を選考する。
	三笠地区連絡協議会	地域諸団体 学校代表，PTA代表 (地区委員会代表を含む)	1年間	- 学校，家庭，地域の特性を活かし，連携を深めることで，子どもたちの健全育成をはかる。 - 年2回開催

お願い

(車での来校について)

学校敷地内は，原則として保護者の自家用車乗り入れ禁止です。

やむをえず車で来校の方は，子どもの登下校や通行の妨げになり危険ですので，路上駐車はせず，決められた駐車場所に止めてください。

(PTA委員会活動での来校について)

教室やコピー機等(枚数が多い場合は，職員室で印刷します)を利用の際は，最初と最後に職員室に一言声をかけてください。コピー機，電気ポット，ストーブ等は，使用後必ず電源プラグを抜いてください。ゴミはそれぞれ持ち帰り，整理整とんに心がけてください。

鹿嶋市立三笠小学校PTA会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は三笠小学校PTAという。

(事務局)

第2条 本会の事務局を三笠小学校内におく。

(目的)

第3条 本会は、保護者と教職員が協力して、家庭と学校と地域における子どもの健全な成長と、会員相互の研修親睦をはかることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は目的達成のために次の活動を行う。

- 1 家庭と学校との緊密な連絡によって、児童が安全に生活できるようにする。
- 2 教育懇談会をひらく。
- 3 児童の学芸を奨励する。
- 4 学校衛生と体育を奨励する。
- 5 学校給食に協力する。
- 6 講演会、講習会をひらく。
- 7 会員の親睦と教養の向上をはかる。
- 8 表彰に関すること。
- 9 その他の目的達成のために必要なこと。

第2章 会 員

(会員)

第5条 本会の会員は次のとおりとする。

- 1 本校に在籍する児童の保護者又はこれに代わるもの。
- 2 本校に勤務する教職員。

(会員の権利と義務)

第6条 本会の会員は、全て平等の権利と義務を有する。

第3章 会 計

(経理)

第7条 本会の経理は、会費および寄付金をもってこれに充てる。

(会費)

第8条 会費は、一世帯月額300円とし、生活保護家庭またはこれに準ずる家庭は免除することができる。

(予算)

第9条 本会の会計は、すべて総会において認められた予算に基づいて行われる。ただし、年度の初めから定期総会までの予算については、運営委員会で決定し、その後開かれる最初の総会に報告し、承認を得なければならない。

- 1 前項ただし書きの暫定予算は、その年度の本予算に包括される。
- 2 執行上やむをえない予算の追加、更正は運営委員会において決定し、その後開かれる最初の総会に報告し、承認を得なければならない。

(決定)

第10条 本会の会計は、会計監査を経て総会に報告し、承認を得なければならない。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

第4章 役員

(役員の種別)

第12条 本会に次の役員をおく。

会長1名、副会長2～4名、会計2名、幹事若干名または参与、会計監査2名をおくことができる。(会計監査は、本部役員に入らない)

(役員の任期、選出)

第13条 役員の任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。

- 1 会長、副会長、会計、会計監査は、運営委員代表若干名、教師2名の選考委員会にて選出し、総会にて決定する。
- 2 幹事は、会長が委嘱する。
- 3 参与は、運営委員会において推薦し会長が委嘱する。

(役員の任期、選出)

第14条 役員の任務は次のとおりである。

- 1 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときはその代理を務める。
- 3 監査は、この会の全ての会計を監査する。
- 4 幹事は、本会の事務をつかさどる。
- 5 参与は、本会の諮問に応じ目的遂行のため援助する。

第5章 会議

(会議の種別)

第15条 会議は定期総会、臨時総会、及び役員会、運営委員会、各種委員会とする。ただし、必要に応じて特別委員会を設置することができる。

(総会の構成)

第16条 総会は、全会員をもって構成される本会の最高決議機関である。

(総会の開催)

第17条 定期総会は、年一回会長が開催する。必要のあるときは、臨時に開催することができる。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その都度議場において選出する。

(総会付議事項)

第19条 総会に付議、報告する事項は概ね次のとおりである。

- 1 事業報告（各委員会の事業も含む）
- 2 決算書の審議と承認
- 3 予算案および事業計画の審議決定
- 4 会則の改廃
- 5 役員の承認
- 6 その他必要な事項
- 7 会計監査の結果報告

(運営委員会の構成)

第20条 運営委員会は次の役員によって構成される。

会長、副会長、会計、幹事、各種委員会代表、学校代表

(運営委員会審議事項)

第21条 運営委員会は次の事項を審議する。

- 1 総会で決定した事項
- 2 予算案と決算書の審議
- 3 事業の企画，立案の調整
- 4 その他必要な事項

(各種委員会)

第22条 運営委員会のもとに次の4委員会をおく。

- 1 教養委員会
- 2 環境整備委員会
- 3 文化広報委員会
- 4 地区委員会

第23条 各種委員会の事業計画は，運営委員会にはからなければならない。

第24条 各種委員会の任務，運営に関する細則は別に定める。

第6章 付 則

(学校長，副校長，教頭の発言)

第25条 学校長，副校長，教頭は，学校管理並びに教育上各種委員会に出席して意見を述べることができる。

(会員の慶弔)

第26条 会員の慶弔に関しては，別に細則を定め弔意を表す。

(諸細則)

第27条 本会の運営に必要な諸細則は，運営委員会で定める。

運営委員会は，諸細則を制定または改廃したときは，その結果を次期総会に報告しなければならない。

(諸帳簿)

第28条 本会に次の書類を整備し管理する。

会則
役員名簿
会員名簿
記録簿
会計簿
その他必要な書類

(会則の変更)

第29条 本会の会則を変更するときは，総会出席者の2／3以上の賛成を必要とする。

第30条 本会則は，昭和52年10月6日より施行する。

平成 2年 4月28日 一部挿入削除
平成 8年 4月19日 一部修正
平成13年 4月20日 一部修正挿入削除
平成16年 4月17日 一部挿入削除
平成27年 4月25日 一部修正挿入削除